

省エネルギー対策への市会の対応

平成28年5月16日運営委員会決定

項 目	内 容	
1 対 象	本会議場・委員会室	市 内 視 察
2 室 温	基準を28℃とする	
3 期 間	5月1日から10月31日まで	
4 服 装	横浜市会会議規則第103条の「見苦しくない服装」の範囲内において、上着・ネクタイの着用は自由とする。 職員については、執行機関の取扱いと同様。	
5 き 章	はい用できない場合は、議員証の携帯でこれにかえる。	

※項目1、2、4及び5：運営委員会決定事項（平成21年5月15日）

※項目3：平成23年度以降は5月から10月の期間で実施

※来年度（平成29年度）以降も、状況に変化がなければ、今年度（平成28年度）と同様の期間で実施

意見書の処理結果報告（第1回定例会議決分）

件名	議決日	処理日	提出先	提出概要
新型コロナウイルス感染症への対応について国際的な連携を求める意見書	2.3.24	2.3.25	衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 外務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 内閣官房長官	議会局において関係機関に提出した。
新型コロナウイルス感染症の拡大抑制に向けた意見書	2.3.24	2.3.25	衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣	同上